

Title	都市計画法の制定に関する一考察 (6)
Sub Title	The enactment of the city planning law, 1968(6)
Author	長谷川, 淳一(Hasegawa, Junichi)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2010
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.103, No.2 (2010. 7) ,p.321(101)- 342(122)
JaLC DOI	10.14991/001.20100701-0101
Abstract	1968 (昭和43)年に制定された都市計画法については、都市計画史研究や都市法研究の分野で、法の制定を促した時代背景、制定までの経緯、制定された法の内容とその問題点についての検討が重ねられてきたが、このうち特に、そうした時代背景の詳細や、指摘される法の問題点が制定までの過程でどの程度議論されたのかといった点については、十分な検討がなされているとは言い難い。本稿は、こうした点を念頭に、当時の新聞・雑誌や省庁間での議論、国会での審議などの分析を通して、この都市計画法の制定を検討するものである。
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20100701-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

都市計画法の制定に関する一考察（6）*

長谷川 淳 一

要 旨

1968（昭和 43）年に制定された都市計画法については、都市計画史研究や都市法研究の分野で、法の制定を促した時代背景、制定までの経緯、制定された法の内容とその問題点についての検討が重ねられてきたが、このうち特に、そうした時代背景の詳細や、指摘される法の問題点が制定までの過程でどの程度議論されたのかといった点については、十分な検討がなされているとは言い難い。本稿は、こうした点を念頭に、当時の新聞・雑誌や省庁間での議論、国会での審議などの分析を通して、この都市計画法の制定を検討するものである。

キーワード

都市計画、都市計画法、都市政策、計画風土、タテ割り行政、私権の制限

VI 国会に提出された都市計画法案に対する反応

(1) 本稿本号分における主たる課題と分析対象

本稿ではこれまで、都市問題や都市政策が昭和 30 年代以降広く新聞・雑誌等で議論され、各種選挙でも重要な争点となるなど政治問題化していったこと、それを背景として 1967（昭和 42）年 7 月に国会に提出された都市計画法案の策定に際しては、法案の基礎とすべき独自の完成した都市政策を有する政党はなかったこと、かくして官僚主導で進められた法案の策定過程においては、都市計画に絡む従来の権限を守った上でさらに取り分を欲する各省の思惑と主管省である建設省の他省への譲歩が際立ち、地方への権限移譲や住民参加を前向きに検討する様子はおよそなかったこと等を明らかにしてきた。⁽¹⁾

本稿本号分における主たる課題は、都市計画法の制定による影響が特に大きかった利害関係者として、一方で建設業・不動産業の関係者と、もう一方で農業関係者が、法案の策定に対してそれぞれ

* 本稿に対して頂戴した、匿名の評者のコメントに対して、そのすべてを反映することはできなかったが、心より感謝申し上げます。

(1) 「都市計画法の制定に関する一考察（1）～（5）」『三田学会雑誌』102 巻 1 号～103 巻 1 号（2009 年 4 月、7 月、10 月、2010 年 1 月、4 月）。

どのように反応していたのかを検討することであり、そのための主たる分析対象として、建設業・不動産業の業界紙と農業関係の専門紙を用いる。以下、まず、国会に提出された都市計画法案に対する、全国紙での反応を概観するが、それに続けて、建設・不動産業界の業界紙や農業関係の専門紙を、法案の基礎となった宅地審議会第6次答申に対する反応にまで遡って、詳しく検討する。

こうした検討は、本稿で次号に行なう、都市計画法案の国会での審議の検討に資するものともなる。本稿前々号分において、他の都市政策関連法案等に関する国会での審議で、私権の制限が問題にされたことをみた⁽²⁾が、都市計画法案の国会審議では、この私権制限の問題や、農業と都市開発や都市計画との関係について、国会議員はもとより、参考人として発言した不動産業界や農業団体の代表者が、様々な主張を展開した。そうした主張の背景を、業界紙や専門紙の検討はかなりの程度浮き彫りにするのである。

(2) 全国紙での都市計画法案に対する反応

全国紙では、都市計画法案が1967（昭和42）年7月7日の閣議で決定されたことや、法案が結局、継続審議となったことが報じられた。まず、法案の閣議決定についての報道をみておこう。7日付の『朝日新聞』夕刊は、建設省が土地収用法案、都市再開発法案とともに「いわゆる“都市三法”として今後の都市政策を推進するうえのいわば基本法にしようとしているもの」であると、都市計画法案を紹介した。同法案は、「通産、農林、厚生など各省間の調整に手間どり、大綱決定のまま法案の閣議決定が遅れていた」。それがようやく、「この日の閣議決定によって、同法案は来週中にも国会に提出される運びとなった」と、この記事は伝えた⁽³⁾。同日付の『読売新聞』夕刊も、「政府は来週早々にも国会へ提出する」との見通しを示した⁽⁴⁾。

『日本経済新聞』も同日付の夕刊で、各省がなんとか合意にこぎつけ、来週中にも都市計画法案が国会に提出される予定だと報じた。記事では、各省間の協議を難航させた主な問題のひとつとして、「都市計画決定の⁽⁵⁾手続」があげられたが、この問題も、本稿前号分でみたように、「『建設大臣、知事は市街化区域の都市計画を決定するときは農林大臣と協議するとともに通産、運輸両大臣の意見を聞く』という線に落ち着いた」と伝えられた。ただし、この記事は、「国会の会期や、自民党内、財界などに異論が出ていることからみて成立はムリで、継続審査までこぎつけられるかどうかの懸念が残っている」と述べて結ばれていた⁽⁷⁾。

結局、都市計画法案は閣議決定から1週間後の1967（昭和42）年7月14日に衆議院本会議に、

(2) 前掲注(1)「都市計画法の制定に関する一考察(4)」『三田学会雑誌』102巻4号、120-126ページ。

(3) 「都市計画法案 閣議で内容を正式決定」『朝日新聞』夕刊、1967年7月7日。

(4) 「建設省案通り決定 閣議 都市計画法の改正案」『読売新聞』夕刊、1967年7月7日。

(5) 「都市計画法案決まる」『日本経済新聞』夕刊、1967年7月7日。

(6) 前掲注(1)「都市計画法の制定に関する一考察(5)」『三田学会雑誌』103巻1号、113-114ページ。

(7) 前掲注(5)「都市計画法案決まる」『日本経済新聞』夕刊、1967年7月7日。

同月 19 日に衆議院建設委員会に提出され趣旨説明等が行われた⁽⁸⁾。しかし、7 月 17 日付の『朝日新聞』夕刊は、建設省が、「会期末まであと数日に迫った現在、〔都市計画法案と都市再開発法案の〕両法案の成立の公算がほとんど失われてきたことを、都市政策の推進上、かなりな“つまずき”であるとして、その対策に苦しんでいる」と報じた。記事によれば、「西村〔英一〕建設相は、せめてこの両法案を継続審議に持込み……次の国会の早い時期に成立させる方策を検討し、この線で野党側の協力を求める意向」だとされた。同時に西村は、「改めて両法案に対する政府、与党首脳を理解を求めたいとしている」、とも報じられた。「それというのも、佐藤首相以下、口には都市政策の急務を叫びながら、その割には、これまでの政府の姿勢に、いまひとつ都市問題に対する強力な指導性が欠けていたことが指摘されているから」だというのであった。その典型的な事例が、両法案調整の段階で関係各省が「強硬にそれぞれの立場を主張し、問題によっては本質的なことよりも、各省のナワ張り争いの色彩が目立つ場面も続出した」ことであった。「こうした調整に必要以上の時間を費やし、その結果、法案の国会提出がかなり遅れたことも、両法案成立の公算を失わせた重要な原因の一つ」となったというのである⁽⁹⁾。

同日付の『読売新聞』夕刊も、建設省が都市計画法案および都市再開発法案について、「国会の会期が残り少なくなったことから……今国会成立を断念、先週末から両院で継続審議に持ち込むよう与野党に強く働きかけており、これに対して野党側にもとくに異論はないので“都市二法案”の継続審議が確実にになった」と報じた。ただし、上記の同日付『朝日新聞』夕刊に示された、建設大臣が都市計画法案の成立を目論むとされる‘次の国会’が秋の臨時国会を指したのに対し、『読売新聞』夕刊の記事では、法案の成立は「少なくとも〔翌年に行なわれる〕次の通常国会まで持ち越されることになり、一年程度の出おくれは避けられない情勢となった」とみなされた⁽¹⁰⁾。

都市計画法案は、1967（昭和 42）年 7 月 21 日の衆議院本会議で継続審議が決定したが⁽¹¹⁾、この決定を受けて『日本経済新聞』も、建設省が同法案と都市再開発法案を「秋の補正予算のための臨時国会で成立させたいとしている」ものの、「しかしこれまでの例からみて秋の臨時国会で都市二法を審議することは事実上むずかしいとみられ、来年の通常国会まで持ち越しとなる公算が大きくなっている」と報じた⁽¹²⁾。

(8) 「官報号外昭和四十二年七月十四日 第五十五回国会衆議院会議録第三十九号」1039-1042 ページおよび「第五十五回国会衆議院建設委員会議録第二十四号」1967 年 7 月 19 日、1-14 ページを参照のこと。なお、本稿で利用している国会会議録に関しては、前掲注 (1)「都市計画法の制定に関する一考察 (4)」『三田学会雑誌』102 卷 4 号、110 ページ、注 (2) をみられたい。

(9) 「各省協力まず必要 つまづく都市対策二法案 建設省“早期成立”を捨てず」『朝日新聞』夕刊、1967 年 7 月 17 日。

(10) 「都市二法 継続審議は確実 都市改造さらに遅れよう」『読売新聞』夕刊、1967 年 7 月 17 日。

(11) 「官報号外昭和四十二年七月二十一日 第五十五回国会衆議院会議録第四十四号 (一)」1255 ページ。関連報道として、「都市計画法も継続審議」『読売新聞』1967 年 7 月 20 日がある。

(12) 「来年の通常国会か 都市二法成立」『日本経済新聞』1967 年 7 月 23 日。

以上、都市計画法案の国会提出と、それが継続審議になったことに対する全国紙の反応をみた。全国紙では、法案の成立が1年程度遅れそうであることが強調された。その原因に『朝日新聞』があげたのが、各省間の調整の難航に対する、政府の指導力の欠如であった。一方、以下にみるように、政府・政治の指導力は、建設業や不動産業関係の業界紙でも、都市計画法案の成立のために必要だということで、求められていたのであった。

(3) 建設業や不動産業関係の業界紙での反応

① 宅地審議会第6次答申に対する業界紙の反応

建設業や不動産業関係の業界紙は、都市計画法案の策定や関連するトピックについて、しばしば全国紙以上に詳細に報じていた。すなわち、都市計画法案の策定に直接関わるトピックである、1967(昭和42)年3月末の宅地審議会の第6次答申⁽¹³⁾や4月初旬の地価対策閣僚懇談会⁽¹⁴⁾、5月上旬に発表された法案の要旨⁽¹⁵⁾や6月末の法案の大綱⁽¹⁶⁾、7月の法案の閣議決定や国会提出等⁽¹⁷⁾はもとより、土地税制に関する検討⁽¹⁸⁾や、関連する諸法案の策定をめぐる展開等が盛んに報じられた。そうした関連諸法案には、土地収用法改正案⁽¹⁹⁾、都市再開発法案⁽²⁰⁾、工業立地適正化法案⁽²¹⁾、都市計画法改正と関連した建築基準法の一部改正としての都市計画法施行法案等⁽²²⁾があった。また、首相や関係閣僚、あるいは党内の要職にあった政治家等の関連発言⁽²³⁾、大都市分散・地方育成を主眼とした自治省の都市政策の構想⁽²⁴⁾、

(13) 宅地審議会第6次答申についての記事として、「都市計画法改正案 今国会に提出 宅地審24日の総会で答申」『建設通信』1967年3月22日、「宅地審、建設相に答申 都市地域の土地利用合理化対策 当局、都計法改正案を作成」『建設通信』1967年3月25日、「都市地域土地利用の合理化の制度的措置 宅地審答申 上・中・下」『建設通信』1967年3月27、28、30日、「宅地利用の合理化を宅地審議会が答申 開発行為を許可制に 財産権制限もやむなし」および「『都市地域の土地利用の合理化対策』の概要」『住宅新報』1967年4月7日、「都計法の改正方向示す 土地利用合理化策 宅地審が答申」『日刊建設産業新聞』1967年3月25日を参照のこと。

(14) 地価対策閣僚懇談会についての記事として、「土地利用合理化案を検討 来週中に地価対策関係協議会 新都市計画法の今国会提出 関係省の意見調整」『建設通信』1967年4月1日、「7日に地価対策閣僚協 大都市の土地利用」『建設通信』1967年4月5日、「今国会提出へ努力 首相指示 新都市計画法案」『建設通信』1967年4月8日、「閣僚協で近く検討 土地利用合理化策」『日刊建設工業新聞』1967年4月1日を参照のこと。

(15) 建設省が都市計画法案の要旨をまとめたことを報じた記事として、「19日の閣議を経て国会提出 一都市計画法案— 東京など大都市から適用」『建設通信』1967年5月4日、「都市計画法の改正案要綱なる 開発行為を許可制に 近郊の市街化を積極推進」『住宅新報』1967年5月12日、「都市計画法案(要旨)まとまる 建設省 秩序ある発展を指向 月末には国会へ提出」『日刊建設工業新聞』1967年5月4日、「都市計画・施行法案 建設省が今国会提出準備 開発許可制度を創設 住宅・工場等の一定規模以下の宅造を規制 建基法の関連改正も」『日刊建設産業新聞』1967年5月4日を参照のこと。また、この要旨の全文が「都市計画法案の要旨」『日刊建設工業新聞』1967年5月4日、「都市計画法案の要旨」『日刊建設産業新聞』1967年5月4日として載せられている。当時の現行法と対比させながら法案の詳細を説明した「=新都市計画法案の概要=」『住宅新報』1967年5月12日も参照のこと。

自民党都市政策調査会の動向等⁽²⁵⁾についても、しばしば報じられた。

これらの業界紙は、宅地審議会の第6次答申を報じる時点から、この答申にもとづく政策を推進

-
- (16) 都市計画法案の大綱に関しては、「大綱決定 23 日にのびる 新都市計画法案 各省の調整難航」『建設通信』1967 年 6 月 21 日、「都市計画法案大綱 閣議決定 一開発行為を許可制に一 建設省 来月、国会へ提出」および「都市計画法案大綱 建設省」『建設通信』1967 年 6 月 24 日、「都市計画法改正案 大綱を閣議了承 来月初めに国会提出 宅地造成等を許可制に」『住宅新報』1967 年 6 月 30 日、「都市計画法案 大綱を閣議決定 土地利用区分など重点」『日刊建設工業新聞』1967 年 6 月 24 日、「細分化は建基法で 都計法案大綱決定 用途地域制は現行どおり」『日刊建設産業新聞』1967 年 6 月 24 日、『日刊建設産業新聞』轟音、1967 年 6 月 26 日を参照のこと。また、大綱の要旨が「都市計画法案大綱（要旨）」『日刊建設工業新聞』1967 年 6 月 24 日、「＝都市計画法案大綱の要旨＝」『日刊建設産業新聞』1967 年 6 月 24 日として載せられている。
- (17) 都市計画法案の閣議決定や、それが国会に提出され、継続審議となったことについては、「二法案とも継続審議 一都計法と再開発法案一」『建設通信』1967 年 7 月 22 日、「都計法を閣議決定 だが今国会成立はムリ」『住宅新報』1967 年 7 月 14 日、「都計法改正など継続審査に」『住宅新報』1967 年 7 月 28 日、「都市計画法案、持ち回り閣議で決定」『日刊建設工業新聞』1967 年 7 月 8 日、「今国会成立はムリか 新都市計画法案を提出」『日刊建設工業新聞』1967 年 7 月 14 日を参照のこと。
- (18) たとえば、「土地税制部会長に稲葉氏 税制調査会審議事項決める」『建設通信』1967 年 7 月 10 日、「税制で土地供給促進 税調 土地税制部会が初会合」『住宅新報』1967 年 7 月 14 日を参照のこと。
- (19) たとえば、「土地収用法改正案 今国会へ提出 収用価格を事業認定時に 建設省」『建設通信』1967 年 3 月 31 日、「来週中に国会提出 土地収用法改正案、閣議決定」『建設通信』1967 年 4 月 1 日、「建設省、国会へ提出 土地収用法改正案」『建設通信』週刊の動き、1967 年 4 月 8 日、「国会審議が本格化 土地収用法・下水道法改正案」『建設通信』1967 年 5 月 11 日、「来週から審議 土地収用法改正案」『建設通信』1967 年 6 月 10 日、「土地収用法改正案を可決 衆院建設委」『建設通信』1967 年 7 月 1 日、「認定時価格で補償 収用法改正案国会へ」『住宅新報』1967 年 4 月 14 日、「収用法改正案を可決 四日の衆院本会議で」『住宅新報』1967 年 7 月 14 日、「収用法の改正なる 公共事業を安く・早く」『住宅新報』1967 年 7 月 28 日、「政府、土地問題に一連の対策 今国会に再提出 土地収用法改正案 補償 事業認定時価格で算定」『日刊建設工業新聞』1967 年 4 月 1 日、「土地収用法はきょう成立へ」『日刊建設工業新聞』1967 年 7 月 14 日、「土地収用法の改正閣議決定 近く国会へ」『日刊建設産業新聞』1967 年 4 月 1 日、「土地収用法審議に入る 道路整備緊急措置法改正案は参院へ 衆議院建設委員会」『日刊建設産業新聞』1967 年 6 月 10 日、「買収価格等で質疑 土地収用法案審議に入る 衆議院建設委員会」『日刊建設産業新聞』1967 年 6 月 15 日、「土地収用法の改正 付帯決議つけ衆院建設委で可決」『日刊建設産業新聞』1967 年 7 月 1 日、「収用法の描く波紋」『日刊建設産業新聞』建産時評、1967 年 7 月 3 日、「土地収用法、衆議院で可決」『日刊建設産業新聞』1967 年 7 月 5 日を参照のこと。
- (20) たとえば、「都市再開発法案など 政府与党 早急な結論と提案へ努力」『建設通信』1967 年 5 月 13 日、「都市再開発法案本決まり 容積の最低限を設定 秩序ある市街地化が目的」および「都市再開発法案要綱」『建設通信』1967 年 6 月 14 日、「閣議決定した再開発法案」『建設通信』建設論評、1967 年 6 月 15 日、「都市再開発法案国会に提出」『建設通信』週刊の動き、1967 年 6 月 17 日、「同意 2/3 で組合設立 市街地再開発法案なる」『住宅新報』1967 年 6 月 16 日、「民間を積極的に活用 都市再開発法案閣議決定」『住宅新報』1967 年 6 月 23 日、「13 日の閣議メドに 建設省、提出の足場固め 都市再開発法案」『日刊建設工業新聞』1967 年 6 月 10 日、「都市再開発法案、国会へ 容積率の下限を規定 施行主体は地元“組合”に」『日刊建設工業新聞』1967 年 6 月 14 日、「都市再開発法案纏る 閣議で決定 土地の高度利用狙う 建築面積の最低限度も指定 近く国会へ」『日刊建設産業新聞』1967 年 6 月 14 日を参照のこと。

すべしとの議論を展開していた。『住宅新報』は社説で、この答申にもとづき「都市計画法の全面改正が実現し、答申の期する土地利用計画が具体化することを望むものである。答申を行政作文に終

- (21) たとえば、「工業立地適正化法案なる 通産省」『住宅新報』1967年5月19日、「工業立地適正化法案を断念 通産省」『住宅新報』1967年7月14日、「工業立地法案折衝急ぐ 二十日ごろ国会提出へ」『日刊建設工業新聞』1967年6月5日、「工業立地適正化法案 通産省近く国会へ提出 公害防止を主目的に 工場立地の調整、分散、誘導」『日刊建設工業新聞』1967年6月16日、「工業立地適正化法案は調整つかず」『日刊建設工業新聞』1967年6月30日を参照のこと。
- (22) たとえば、「建基法を全面的に再検討 今秋には大筋決める 政省令を改正、防災など強化 建設省」『建設通信』1967年4月12日、「建基法 根本的に改正 次期国会へ提出か 建設省」『建設通信』1967年5月16日、「建基法改正 特定工業地域を新設」『建設通信』1967年5月24日、「市街化地域の建築は確認制で 建設省・建基法改正に着手」『住宅新報』1967年5月19日、「敷地内に排水路を 建設省、建基法改正を検討」『住宅新報』1967年6月2日、「必ず排水施設を 建築基準法改正案なる 公害防止に特定工業地域」『住宅新報』1967年6月16日、「建築基準法、段階的に改正 都計法、防災関連から 抜本改正は次期国会で」『日刊建設工業新聞』1967年5月16日、「都計法施行法案（要綱）まとまる 特定工業地域を新設 公害発生建物など規制」『日刊建設工業新聞』1967年5月24日、前掲注（15）「都市計画・施行法案…」『日刊建設産業新聞』1967年5月4日を参照のこと。
- (23) たとえば、「都市改造に取組みたい」西村自民党政調会長語る」『建設通信』1967年3月20日、「道路、下水道に新五カ年計画 衆・参両院建設委で所信表明 建設行政の基本施策で 建設相」『建設通信』1967年3月24日、「市街地の立体化など検討 衆院予算委 地価対策で質疑」『建設通信』1967年3月28日、「都市計画法を改正する 建設相答弁」『建設通信』1967年4月5日、「地価抑制、税制面でも準備 蔵相語る」『建設通信』1967年4月8日、「効果のある都市造る 佐藤首相 田中一氏に答弁 参院本会議」および「都計法、あす閣議決定へ 丹羽政調建設部長語る」『建設通信』1967年7月6日、「全国的な土地利用計画を 佐藤首相 土地収用法で答弁」『建設通信』1967年7月12日、「土地譲渡課税は一年持越し 答申は“慎重に検討” 衆院予算委 建設相と蔵相が答弁」『住宅新報』1967年4月14日、「地価対策を真剣に 首相参議院予算委で答弁」『住宅新報』1967年5月19日、「租税特別措置法改正案、国会へ」『住宅新報』1967年5月26日、「地価抑制に税制検討 首相答弁 都計法改正案は提出」『住宅新報』1967年7月7日、「広域化の効果狙う 首相、再開発法案で答弁 公共福祉に私権も制約」『日刊建設工業新聞』1967年7月6日を参照のこと。
- (24) たとえば、「自治省の大都市政策に思う」『建設通信』建設論評、1967年5月6日、「人口集中を抑制 開発の重点は地方へ 自治省の都市政策」『住宅新報』1967年5月12日、「大都市対策基本要綱作成へ “集中抑制” の方向で 行政機構、事務も統一化 自治省」『日刊建設工業新聞』1967年4月26日、「地域政策 分散方針を貫く 自治省、企画開発部長会で説明」『日刊建設工業新聞』1967年7月14日を参照のこと。
- (25) たとえば、「明年度予算で方向づけ 田中角栄調査会長 自民党の都市政策」『建設通信』1967年7月10日、「過密都市を四階建に 都市改造に専門銀行 田中自民党都市調査会長 同友会で講演」『住宅新報』1967年4月28日、「抜本的な都市政策を 自民調査会中間報告 私権制限を大胆に 民間活用と受益者負担を」『住宅新報』1967年8月11日、「問題は今後の具体策に 都市政策調査会の中間報告」『住宅新報』解説、1967年8月11日、「首都圏庁新設 時期を待ち検討 都市改造の新立法も計画 田中・自民党都市政調会長語る」『日刊建設工業新聞』1967年4月19日や、建設業に関する多くの研究がある内山尚三法政大学法学部教授が代表理事を務めていた建設調査会の招きで田中角栄が学識者や業界の指導的人物と懇談会を行なったことを報じた「『都市新政策』11月ごろ答申 田中角栄氏が懇談会で語る 建設調査会が主催 民間資金を柱に “特殊銀行” 設けて活用」『日刊建設工業新聞』1967年7月10日を参照のこと。

わらせてはならない」と論じ、⁽²⁶⁾『日刊建設工業新聞』は、「農地の転用，工場立地計画，土地税制など多くの問題をふくむものだけに，こんご関係各省との折衝はかなり難航が予想されるという」が，「ひるがえって考えてみると，現在の都市のあり方や公害問題の解決など社会開発を推し進める中心は都市計画法なのである。大きな政治問題にまで発展しようが，あとは政府首脳部の決断いかんにかけられているといえよう」と述べた。⁽²⁷⁾

『日刊建設産業新聞』も，「宅地審議会の答申に対しては早くも“官僚統制の強化”といった皮肉なかんぐり方をする向もでているが思い切った答申内容はむしろその勇氣こそたたえたい」と切り出した。同紙は，答申では，社会資本の充実のために公共事業を推進するにあたっての「致命的な隘路となっている」用地取得を促進し，よりよい都市づくりをしていくためには私権の制限もやむなしとしているが，それは「当然のこと」であるとした上で，次のように論じた。

「土地は先祖代々のゆずりものという考えは未だしも，これを私物化し投資の対象とするなど，ことわが国の実情を考えると，改めなければならない〔。〕このような観点にたつとき，その都度政治的圧力のもとに流産しつつけた“土地利用の合理化”は，一般庶民の生活安定を確定的にする上でも万難を排して進めてもらいたい。国家の発展は一つに土地問題の解決にあるといってもいい過ぎではない。」⁽²⁸⁾

『建設通信』も，答申を高く評価するとともに私権制限の必要を強く主張した。同紙はまず，答申に示された市街化を促進する区域と抑制する区域の区分という措置を，「極めて大胆な画期的な提案」だとした上で，「客観情勢は都市問題の解決を促進することを強く要望しており，これまで土地政策を中心とする都市問題に消極的であった政府与党も，ようやくその重要性を認識しはじめたようである。この画期的な宅地審議会の答申を機会に国の総力をあげて住みよい都市づくりに邁進したいものである」と述べた。同時に，やはり答申で提案された既成市街地における未利用地税の創設に関連して，「宅地不足といわれ，周辺の県にまでスプロールしている東京でも，都内区部面積の二割はまだ田畑山林として残っており，これらの大半は地価の値上りをまちながら放置されている」と指摘した上で，次のように論じた。

「昨今のように都市化現象の激化とそれに伴う種々の公害の発生，地価の暴騰，市街地周辺における無秩序な市街化など，数えきれないくらいの悪い現象がおこっている時に，私有財産権は絶対だとうそぶいていることが許されるであろうか。このようなことは私権の濫用であるとして，適当な価格で買い上げるなり，未利用地税を課するなり何等かの措置をとるべきであり，

(26) 「土地利用計画の具体化を」『住宅新報』社説，1967年4月7日。

(27) 『日刊建設工業新聞』回覧窓，1967年4月1日。

(28) 『日刊建設産業新聞』轟音，1967年3月27日。

その方が公平の理念に合致するのではなからうか。一般に法律家は保守的であるといわれているが、⁽²⁹⁾頭を切り換えるべき時機に来ているように思われる。」

このように、これらの業界紙が宅地審議会の第6次答申をきっかけとした都市計画法案の策定に向けての動きをきわめて前向きにとらえた背景として、こうした動きは開発の推進に資するものと考えられていたことがあげられよう。『住宅新報』が述べたように、この答申の「ねらい」は、「都市地域での開発の圧力と発展のエネルギーを抑えることが不可能であり、かつ、妥当でないという事実を認め、必要な市街地の開発は、むしろ積極的に推進すべきであるが、その際、できる限り計画的かつ段階的に市街化を進行させるとともに、市街地の最低限度の水準を確保させることによって、公共投資と民間投資のムダをはぶき機能の高い、環境のよい町づくりをしようということ」にあるとされた。「したがって、提案されている開発許可制度についても、開発を抑制しようとするのではなくて、……計画的な宅地造成を行なわせるようにすることをねらっている」とされた。そこで同紙が警戒したのは、「市街化の現状や都市発展の動向、地価等の現実を無視して、もっぱら都市計画行政の立場から不自然な地域指定を行なう」ことであった。ここでいう都市計画行政の立場とは、開発の規制を基本とする考え方であった。したがって同紙は、開発は第一義的には抑制するのではなくて推進する、つまり「具体的には、市街化調整区域は、地形的な開発不適地……等、客観的にみて、よほどの投資を伴った大規模な開発でもしない限り、そのまま市街化するのが不適当な地域が選ばれるような配慮が必要」⁽³⁰⁾だということを主張したのであった。

それはまた、大都市圏への集中に肯定的な考え方につながっていた。『建設通信』が1967（昭和42）年5月上旬に、大都市分散・地方育成を主眼とした自治省の都市政策の構想を、「一見もっともらしい考え方のようにであるが、その根底には現実に対する認識の甘さと重大な錯誤がある」と批判している。同紙は、「かつては有効な手段であった都市機能の分散、衛星都市の建設などが、現在ほとんど失敗に帰している事実を忘れた自治省の考え方は、まことに古めかしい、十九世紀的都市政策ということができよう」と断じ、「もはや避けることのできない都市の巨大化という現実を直視し、そのなかで住みよい都市をつくるということが、大都市政策の基本となるべき」で、それは、「積極的な都市開発や都市改造」にもとづかせるべきものだとして主張した。「人口・産業の集中抑制というような姑息な手段、再開発を抑えるといった消極的姿勢は、都市問題をますます混乱に導き、收拾のつかない結果をもたらすだけ」⁽³¹⁾だというのであった。

実際、『建設通信』は、東京、大阪の都市問題の深刻さを強調し、「この両都市にしぼって、その対策を講じた方が焦点もボケないのでよい」とさえ論じた。「東京、大阪の両都市以外は問題がない

(29) 「都市づくりに総力を！！」『建設通信』建設論評，1967年4月5日。

(30) 『宅地審議会の答申』『住宅新報』緑地帯，1967年4月7日。

(31) 前掲注(24)「自治省の大都市政策に思う」『建設通信』建設論評，1967年5月6日。

というのではないが、これら両都市があまりに隔絶しており、またその状況が一刻もゆるがせにできない危機になっていると判断されるのであえて東京、大阪両都市に重点を置くべきことを主張する」というのであり、この点を念頭に、「新しい都市計画法は関連諸官庁の意見の調整に当たって、問題の焦点をしばらく実効がある案が作成されることを祈って止まない」ことが強調された。⁽³²⁾

② 求められた政治の指導力

法案策定の過程が進むにつれて、業界紙では、政治の指導力を強く求める論調がいよいよ目立つようになった。一方で、業界紙の大都市肯定・開発志向が強い中では、都市計画法案において「都道府県知事が都市計画の案を作ったら、説明会を開き、また一般から意見を求めなければならない、としている」程度のことで、「戦後二十二年にして初めて、都市計画の権力的な決定手続きをやめて、『住民との対話』をとり入れようとするわけである」と評価された。⁽³³⁾

他方、法案の策定が進むにつれ、業界紙が私権の制限に対する反対や建設省の権限拡大を懸念する各省の反対に批判的なことはいよいよ明白となった。都市計画法案要旨が公表されておよそ1カ月後の1967（昭和42）年6月上旬の『住宅新報』社説は、都市および周辺地域の整備という「この緊急な必要を満たすための基本法の改正が、一部の利害や各省の縄張り意識の対立によって、なかなか進まない」でいることを批判した。すなわち、この法改正が、「市街化抑制地域に指定されると地価が下るといふ土地所有者の反対とか、建設省の権限を増大させては自分の縄張りが犯されるといった他省の反対とか、私権の規制の強化には賛成できないとか、圧力が入りまじって難航が続いている」状況は、「多分に自己の利益にだけとらわれて、国民全体の立場とか、国土全体から見渡した土地利用のあり方とかが、忘れられているように受け取れる」というのであった。その上で社説は、事態の打開のための政治力の発揮を次のように迫った。

「個人の利害を無視してよいというのではない。しかし共同体としての社会、国家を考えるならば、社会、国家、つまり全体としての国民の福祉が、個人の利害に優先することは、否定できない原則であるはずである。社会、国家の調和のある発展のためには、個人の権利の恣意的な主張は抑制されなければならないものである。行政の縄張り争いに至っては、国民をないがしろにするものといつてよいであろう。国民のための政治が、ここで、その本来の姿を現わす必要がある。政府は強力な政治力を発揮すべきで、とくに佐藤首相は、都市計画法の改正を必要と考えるならば、強力な指導力を発揮するため決意を固めるべきである。」⁽³⁴⁾

(32) 「都市再開発を重点的に」『建設通信』建設論評、1967年4月6日。

(33) 「街造りへの“対話”導入」『住宅新報』社説、1967年5月26日。

(34) 「政治は国民のために」『住宅新報』社説、1967年6月9日。各省庁の権限争いについて論じた「都市計画法の改正案」『住宅新報』緑地帯、1967年5月19日や、「各省の縄張り争いを超越した国土の総合利用計画を所管する部門の再検討」を望んだ「楽観を許さない土地市場」『住宅新報』社説、1967年7月28日も参照のこと。

『日刊建設産業新聞』も、都市計画法案大綱の閣議決定を受けて、次のように論じた。

「このような内容の法案の骨子が閣議決定された以上は、従来の『私有財産権は絶対である』という概念が、かなり修正されたという観念に立って法案の作成を進めて貰いたいものである。極論するならば、今回の法律改正のねらいは市街化調整区域の指定により、開発行為を原則として禁止することにより地価の値上げを防止することにあるといっても過言ではない。この意味において、都市計画法の改正が一刻も早く行なわれ、地価値上がりの防止のための極め手としての役割りを十分に果たして貰いたいものである。⁽³⁵⁾」

『日刊建設産業新聞』はまた、都市計画法案や都市再開発法案に対して「建設大臣の権限が強くなることから各省庁においていろいろの理由をつけて反撥している」ことについて、「これが官僚主義の特質である」と断じた上で、次のように述べた。

「このようなことでは国土開発はおろか逆に経済上においても大きな不利益となるので各省庁からの反対もあるが、これら国土に関する権限を一本化し国土省もしくはこれに類した、例えば旧内務省の如き強い権限をもった省を設け、総合的な計画と実施を行ない、また国土に関しては各省庁に指示するくらいの権限を付与することである。そうすることによって国土に関する権限争いを防止し国土開発や都市計画なりがスムーズに行なわれ、しいては産業経済の発達と社会福祉に大きく役立つのである。⁽³⁶⁾」

『建設通信』は、上にみた自治省の都市政策の構想に対する批判の中で、「これは邪推かもしれないが、自治省のまとめた大都市政策の基本方針とやらは、さきの総選挙や今回の統一地方選挙における保守派の退潮に刺激され、その傾向を喰いとめようとするためにつくられた苦肉の策とも受けとれる」と述べて、議論を次のように結んだ。

「一般的に都市は進歩的乃至革新的であり、地方は保守的色彩が強い。従って、地方から大都市に人口が集中することは、ある意味で保守政治の危機といえるかもしれない。だが保守政党が

(35) 「都市計画法改正について」『日刊建設産業新聞』評壇，1967年7月4日。

(36) 「国土総省を新設せよ」『日刊建設産業新聞』評壇，1967年7月24日。『日刊建設産業新聞』はまた、公益と私権の関係について、公害問題とのからみで次のように述べていた。

「最近、公害対策基本法の国会審議に伴って、公共の利益と私権、人権との優先論が論議されている。この問題は、一般論としての結論が出る程単純ではあるまい。公益の程度、私権人権の侵害程度によりケースバイケースでいずれを優先すべきか大きく国家的視野において公正適正に判定されるべきである。最近のマスコミの取り上げ方はともすると後者の方を過度に擁護するケースが多いのではないだろうか。勿論、基本的な私権人権の擁護は社会安定施策として絶対必要であるが、ただ、その美名にかくれ、マスコミの報道を悪用して公共事業を阻害している不逞の輩が余りにも多すぎる。その為に真に擁護されるべき良民がえらい迷惑をこうむっている事実も少なしとしないと思う。」（「私権・公益も程度問題」『日刊建設産業新聞』評壇，1967年6月30日。）

都市問題と真剣に取り組み、快適な都市生活を保障し、市民の福祉に貢献すれば、都市人口のすべてが革新色に塗りつぶされるとは限らない。自らの怠慢と時流に目をふさいで、都市の巨大化を恐れ、時代錯誤的な都市政策で統制を行なうことは、かえって逆効果をもたらし、保守政治の危機をよりいっそう深めることになるのではなかろうか。⁽³⁷⁾」

③ 業界紙に示された業界団体等の反応

業界紙は、都市計画法案の成立について様々な見込を示した。『建設通信』は、宅地審議会第6次答申提出の頃から、都市計画法案について「関係各省はかなり消極的な態度をとっているが、建設省は、今後の折衝で円満に調べがつくと楽観視している」と伝える一方⁽³⁸⁾で、ほどなく、「各省庁間で利害の対立する問題が含まれているので……各省庁の強い反対が予想され、今国会への法案提出は困難視されている」との見方を示してもいた。⁽³⁹⁾『日刊建設産業新聞』は1967（昭和42）年6月に、都市計画法案等の都市整備の推進に不可欠な諸法案が国会提出にさえ至らない場合もある状況に懸念を示し⁽⁴⁰⁾、地価抑制のためにも、政府は土地収用法改正案、都市計画法案、都市再開発法案を早急に成立させるべしと論じた。⁽⁴¹⁾

他方、これらの業界紙が報じた関係業界団体等の都市計画法案に対する反応では、概して言えば、原則は賛成とするものの、いくつかの点で懸念や要望が示された。1967（昭和42）年6月上旬には、日本宅地造成協会、日本分譲住宅協会、近代不動産経営協会の不動産業界3団体が都市計画法改正についての対策懇談会を開き、市街化区域が小さいと地価高騰を引き起こすのではないかと、また、市街化調整区域での宅地開発許可基準が20ヘクタール以上というのは「大資本による事業の独占化を招くおそれがある」といった問題点を指摘した。⁽⁴²⁾同月半ばの2度目の懇談会では、建設省への要望書の提出が決定された。これらの団体は、「都市の調和のある発展」という改正案の「基本的な目的には全面的に賛成」であったが、市街化区域と市街化調整区域の区分に関して、その「決め方いかんで宅地の需給が不均衡となり、地価が高騰しその影響で住宅建設は促進されないだろうという見方」を確認し、東京都宅地建物取引業協会とも協力して、市街化調整区域の範囲、開発許可の基準の統一、建蔽率の緩和等に関する要望書を建設大臣はじめ関係方面に提出することを決定したので

(37) 前掲注(24)「自治省の大都市政策に思う」『建設通信』建設論評、1967年5月6日。

(38) 前掲注(13)「都市計画法改正案……」『建設通信』1967年3月22日。建設省が各省との協議の成り行きを楽観視していたことを伝える『建設通信』での記事として、前掲注(14)「土地利用合理化案を検討……」『建設通信』1967年4月1日、「関係省との折衝へ 都市計画法改正に関連」『建設通信』1967年4月15日、前掲注(15)「19日の閣議経て国会提出……」『建設通信』1967年5月4日も参照のこと。

(39) 「今国会提出は困難か 新都市計画法案」『建設通信』1967年4月6日。

(40) 「本予算執行に支障 国会に大量な法案が山積み」『日刊建設産業新聞』評壇、1967年6月3日。「都市整備関係法案の早期成立を望む」『日刊建設産業新聞』評壇、1967年5月19日も参照のこと。

(41) 『日刊建設産業新聞』轟音、1967年6月29日。

(42) 「宅造、分住協、近協でも対策を練る」『住宅新報』1967年6月16日。

あった。⁽⁴³⁾

一方、三井不動産社長の江戸英雄を理事長に擁し、大手デベロッパーを代表する団体だった不動産協会も、1967（昭和42）年6月に建設省に要望書を提出した。この要望書は、都市計画法案について「国民的立場から原則的にこれを認める」ものの、いくつかの点で「問題があり、これに対し、適切な措置が講ぜられるよう」求めたものである。具体的には、第1に、民間の宅地造成事業に対する規制と助成についての再検討の必要が訴えられた。都市計画法案が成立すると既存の住宅地造成事業法が廃止されその規定の大部分が同法案に吸収されるものとなっていたが、その際に「民間宅地造成事業の規制に関する現行規定はそのまま踏襲される一方、助成策に関しては、数少ない現行規定さえも削除されようとしており、その結果、民間宅造事業は一層その推進が困難になるものと予想される」ことに対し、助成に関する明確な規定を改正案に設ける等の配慮が望まれたのであった。また、公共施設整備への財政措置の改善、民間開発企業の積極的活用、開発許可の統一基準の設定、建蔽率緩和等も要望された。⁽⁴⁴⁾

江戸英雄は、1967（昭和42）年5月下旬の記者会見で、市街化区域と市街化調整区域による区域区分について、「実際問題として容易なことではないだろう。この一線によって、当然地価もかわってくる」との懸念を示し、また、市街化区域で農地転用の許可を不要とすることについても、「画期的な方法だろう。しかし、農林省などから強い反対があり、今度の都市計画関係法に民間がどの程度協力できるかは疑問だと思う」と述べたことが『住宅新報』で報じられた。⁽⁴⁵⁾

私鉄経営者協会も、自民党都市政策調査会に都市問題と鉄道対策について説明した際に、都市計画法案に対する不満を伝えたことが業界紙では報じられた。鉄道対策についてはその「特異性、一貫性などを認識して、広域的視野に立つ必要があるにもかかわらず」、法案では「他の都市施設と同〔等〕に取り扱われ、知事、市町村などの規制権のみを強化しているのは、一部小地域の地元民の意向によって合理的効率的な鉄道網整備を不可能にする」懸念が強い。⁽⁴⁶⁾そこで、都心への鉄道輸送需要に大きく影響するような建設計画について「鉄道監督大臣になんらかのチェックを行なわしめる

(43) 「都市計画法改正で要望 十八日、宅造など四団体が」『住宅新報』1967年6月23日。不動産関連4団体が塩田洋一郎建設省都市計画課課長を招き都市計画法案についての説明会を開いたことを報じた「都計法改正で説明会 宅造連など四団体が」『住宅新報』1967年7月7日や、個々の不動産団体が対策を検討しようとしたことを報じた「対策委員会を設置 都市計画法で分住協が」『住宅新報』1967年7月7日、「会長に野田卯一氏 宅造連の総会で承認＝」および「各委員会で検討 都計法、紛争処理規則など」『住宅新報』1967年8月4日も参照のこと。

(44) 「積極的な助成策を 都市計画法案にのぞむ 不動産協会」『住宅新報』1967年6月16日。

(45) 「協力できる基盤を 都計法などに望む＝ 不動産協会記者会見」『住宅新報』1967年6月2日。江戸はまた、『住宅新報』への寄稿で、日本の住宅政策や土地政策に関しては、「政府のつくる法律にしても、とかく民間業者を粗末にしすぎるように思う。いま問題になっている新しい都市計画法案、さらには都市再開発法案にしてしかりである」と述べていた。「私はこう思う 不動産協会理事長 江戸英雄氏」『住宅新報』1967年7月7日。

(46) 「鉄道軽視の都計法案 私鉄経営者 修正を強く要求」『日刊建設工業新聞』1967年6月15日。

制度を設け、あるいは鉄道整備の円滑な推進をはかるよう用地確保を円滑に行なえるための強力な制度の導入が行なわれるべき」だ⁽⁴⁷⁾というのであった。

このように業界紙では、都市計画法案に対する業界諸団体等の一定の懸念が示される一方で、自民党都市政策調査会への高い期待がしばしば示された。『日刊建設産業新聞』は自民党都市政策調査会の発足について、同党が「遅ればせながら都市問題に取り組もうとする態度を見せ始めたことは、嬉しいニュース」だとした上で、特に、田中角栄都市政策調査会会長が都市政策を考える前提のひとつに公益の優先をあげたことを高く評価し、「調査会の今後の活躍を期待したい」と述べた⁽⁴⁸⁾。『住宅新報』も、都市計画法案の国会提出直前に、自民党都市政策調査会が中間報告をまとめることについての社説で、この報告への強い期待をにじませていた。すなわち、「現在の都市計画法案が、主として都市計画区域内の土地の利用方法について、その方向を示しているのに対し、都市政策調査会の方は、国土の総合的開発の見地から有機的にとらえており、建設省はもち論、自治、運輸、通産、農林、厚生など、関係各省のすべての分野にわたり、現況を見極め、都市計画区域に限らず、全体を総合的に過密対策と過疎対策を合せて推進しよう」としており、「民間企業の活用をはっきりうたっていることも、実現の可能性を濃くしている」ので、「この報告に期待するところは大きい」というのであった⁽⁴⁹⁾。『住宅新報』ではほどなく、自民党都市政策調査会の調査のしめくくりとして、江

(47) 「都市計画法案に反論 私鉄経営者協会」『日刊建設産業新聞』1967年6月15日。「“鉄道を重視せよ” 私鉄経協 都市計画法案で陳情」『建設通信』1967年6月15日も参照のこと。このほか、業界紙では、建築行政協会が建築関係諸団体に都市計画法案、都市再開発法案等を説明し、各会の意見提出を求めたこと（「各会の意見提出求む 建築行政協会 都計法などで説明」『建設通信』1967年5月31日）、日本建築家協会が都市計画法案、都市再開発法案についての意見書作成に取りかかったこと（「近く意見書を作成 家協会、都計法案などで」『建設通信』1967年9月23日）、関東甲信越建築士会が十分な議論の必要を訴えたこと（「都計法、再開発法案— 十分な研究、討議 甲信越会が士会連合会に要請」『日刊建設工業新聞』1967年5月23日）、全国知事会が14都道府県企画・土木部長会議を開き都市計画法案に関して協議したこと（「土地関連法改正も 知事会、都計法案で要望 財政面の裏付け」『日刊建設工業新聞』1967年6月30日）、本稿前々号分でもふれたが（前掲注（1）「都市計画法の制定に関する一考察（4）」118-119ページ）、経団連が都市計画法案に関して建設大臣や通産大臣に申し入れを行なったこと（「“産業不在”の法案 経団連 都計法改正で要望」『住宅新報』1967年7月14日）などが報じられた。また、政府が1967（昭和42）年4月初旬に都市計画法案の策定に舵を切った直後に、それを伝えつつ、「大蔵省はこれに伴う税制上の措置について消極的な態度をとっている」と報じた「土地税制に消極的 未利用地税も効果薄と 大蔵省」『日刊建設工業新聞』1967年4月10日や、自治省が建設省に都市計画法案に関する意見書を提出し折衝に乗り出したと報じた「自治省、新都市計画法案で見解 市町村の権限を強化 建設省案 実施面でさらに拡大」『日刊建設工業新聞』1967年6月10日も参照のこと。

(48) 「都市政策調査会の発足 公営優先思想の高揚待望」『日刊建設産業新聞』評壇、1967年5月2日。西村直己自民党政調会長が記者会見で、宅地については「公益優先の政策をもって…国土の総合的使用計画をたてその中から割り出して確保してゆくようにしなければならない」と語ったことなどを紹介し、「保守党の大幹部の考え方はみな相当に前進している」と述べていた『日刊建設産業新聞』轟音、1967年3月30日も参照のこと。

(49) 「生きた都市政策に期待」『住宅新報』社説、1967年7月7日。

戸英雄不動産協会理事長が木川田一隆経済同友会代表幹事と共に意見を述べ、江戸が、宅地の大量供給のために民間デベロッパーを積極的に活用し、土地税制や金融助成を改善していく必要を訴えたことが大きく報じられた。⁽⁵⁰⁾

第55回国国会期末を控え、自民党政務調査会建設部会が通過成立させたい法案のひとつにあげた⁽⁵¹⁾都市計画法案が結局、会期期間中には成立せず継続審議となったことは、業界紙でも「惜まれる」ことではあり、「次期国会においては国民の納得がゆくまで十分審議されることを期待」したいとされた。⁽⁵²⁾第55回国会の閉会直後に『住宅新報』に載せられた、不動産業界諸団体代表の談話では、市街地調整区域が広く取られすぎることによって中小の宅地開発業者に影響が生じることや地価騰貴が起りかねないことに対する懸念が示されるという一幕もあった。⁽⁵³⁾

しかし、同国会の閉会間に『建設通信』が述べたように、都市計画法案が都市再開発法案とともに「このほどやっと上程の運びとなり継続審議に持ち込まれ」たのは、「かなり順調な経過を示して」いるものととらえられていたようである。建設省は両法案について、「過去関係省との調整などが手間どり一時は今国会提出があやぶまれていただけに、今回軌道に乗せることができたことは一応の成果といってよいだろうと……みている」というのであった。⁽⁵⁴⁾実際、建設・不動産等の業界では、「次の国会には都市計画法改正案も成立し、土地問題の国家的ビジョンは確立する」ことが当然視されていたようである。⁽⁵⁵⁾そうした中では、「政府は法案を成立させることはもちろんであるが、その後の運用に当たって、思い切った私権の制限を行なうとともに、財政援助を行なう必要がある」との主張がなされ、「こういった点について次期通常国会での審議を期待し、首相の確固たる決意を聞かせて戴きたい」との要望が強調されるのであった。⁽⁵⁶⁾

(4) 農業関係の専門紙での反応

① 宅地審議会第6次答申や地価対策閣僚懇談会に対する反応

農協系の『日本農業新聞』や農業委員会系系統組織が発行する『全国農業新聞』、全国農業共済協

(50) 「都市政策で提言 宅地供給を主に 江戸氏 政治の中心課題 木川田氏」および「民間の積極活用を 江戸氏 都市政策調査会で説明」『住宅新報』1967年8月11日。

(51) 「建設六法案 自民党が成立促進」『日刊建設産業新聞』1967年7月6日。

(52) 『日刊建設産業新聞』轟音、1967年7月24日。

(53) 「都市計画法改正にこう思う」『住宅新報』1967年8月4日における、全国宅地造成連合会理事長や日本分譲住宅協会理事長の談話を参照のこと。

(54) 「建設省関係法案の審議順調」『建設通信』1967年7月17日。

(55) 前掲注(53)「都市計画法改正にこう思う」『住宅新報』1967年8月4日における、近代不動産経営協会理事長の談話。年末の『住宅新報』も、都市計画法案についての問題点を指摘し「来年の国会審議で活発な議論を呼ぶものとみられる」としていたが、「最終的には成立するものと予想されている」と述べていた。「比重ます都市政策 回顧と展望 住宅は計画達成に不安 難問残す土地税制改正」『住宅新報』1967年12月29日を参照のこと。

(56) 「都市政策と首相の決意」『建設通信』建設論評、1967年7月19日。

会発行の『農業共済新聞』といった農業関係の専門紙では、都市計画法案の閣議決定・国会提出の前後にかかわらず、農業をとりまく状況の厳しさが読者に否応なくつきつけられた。農業人口の縮小傾向が全般的に顕著な中、地方ではサラリーマン世帯に比して農家の所得が低く、一家の稼ぎ手が出かせぎに行かざるを得ず、農業を継ごうとする者も減り、過疎化が進む様子が報じられた。一方、都市化の波にさらされる近郊農業は、農地転用によって蝕まれ、農業振興策もないがしろにされがちだったが、振興策難航の一端には、「都市化の波のはげしい」千葉県八千代町における畑地かんがい計画のように、「農業より宅地化に魅力をもつ農家の反対で〔振興策が〕“流産”寸前に追いこまれている」例があることも報じられた。とはいえ、物価上昇の元凶として生産者米価の凍結等が財界やジャーナリズムで盛んに取り沙汰されることに農家側も敏感になる中、農業軽視・都市優先とみなされた諸政策に対する不満や行政に対する不信が紙上では噴出した。

そうした中、農業関係の専門紙では、政府の都市政策に関連して、土地税制に関する検討の展開、土地収用法改正案や都市再開発法案、首相の関連発言、自治省の都市政策の構想、政党の都市政策への取り組み等が紹介されたが、特に都市計画法案に関しては、宅地審議会の第6次答申以降の動

(57) なお、農業関係の専門紙として、有馬頼寧元農林大臣や東畑四郎元農林次官からも尽力して1952(昭和27)年に発刊した日本農民新聞社発行の『日本農民新聞』についても調べたが、都市計画法案に限らず都市政策の展開に関する報道はほとんどなかった。

(58) たとえば、「農業就業人口 20年後は半分近くに 60歳以上が三割こす 経済審部会が試算 農地の流動も困難」『日本農業新聞』1967年12月1日を参照のこと。

(59) たとえば、「サラリーマン所得へ 鳥取市 昭和50年目標に 長期計画」および「徳島県の出かせぎ調査 世帯主が六二% 低所得農家では職業化」『日本農業新聞』中国・四国版、1967年2月22日、「後継者の意欲が減退 鳥取統調調べ 経営の交代もおそくなる」『日本農業新聞』中国・四国版、1967年2月24日、「跡つぎに去られ自殺 山形」および「なだれのような人口減少 九州 教室はがらから 幸美くん楽しい入学も部落から一人」『日本農業新聞』1967年3月13日を参照のこと。「出稼ぎに失敗した農民の一種のオバステヤマになっている」大阪のドヤ街、釜ヶ崎をレポートした「わたしの根據地(7) 出稼ぎ失敗者のオバステ山 200円のプライバシー、釜ヶ崎のドヤ 解放的雰囲気」『全国農業新聞』1967年5月19日も参照されたい。

(60) たとえば、「昨年上回る宅地化 日立・農家も減少」『日本農業新聞』近郊版、1967年1月18日、「宅地化がトップ 12月の農地転用の75%も 農政局発表」『日本農業新聞』近郊版、1967年1月23日、「近郊むしばむ農地転用 群馬大・小池教授の調査報告」『日本農業新聞』近郊版、1967年2月13日、「前年を上回る農地移動 埼玉 一千四百万平方メートルも」『日本農業新聞』1967年2月20日、「ふえる農地の宅地転用 米子、県全体の過半数」『日本農業新聞』中国・四国版、1967年8月18日、「構改地区に都市化の波 横浜地区農青協 幹部研修会で対策を検討」『日本農業新聞』近郊版・南、1967年10月6日、「工業重点にマヒする農業 市原市 農地は虫食い 用水には汚水 机上農政に高まる批判 “宅地のためのほ場整備”」『日本農業新聞』近郊版、1967年11月23日、「農業一等地にドカンと工業団地 厚木市が相川地区に計画 “夢奪う”と怒る跡つぎ つぶされる33万平方メートル 高速道路建設がアダ」『日本農業新聞』近郊版・南、1967年12月27日を参照のこと。農村地域の都市化と兼業農家の増加を前提にした県レベルでの農業の長期ビジョンを紹介した「10年後農業はどうなる? 福岡県農協中央会がビジョン 三分の一は都市化 青果、畜産で地域分化」『日本農業新聞』九州版、1967年9月11日や、都市化の進行為農業にもたらす影響をシリーズで検討した、「都市化の波 (1)-(6)」、『日本農業新聞』1967年9月4-9日も参照のこと。

きから詳しく、そして、不動産業や建設業の業界紙の場合とは異なり、かなりの警戒の色をもって報じられた。

1967（昭和42）年4月の『全国農業新聞』は、宅地審議会第6次答申を受けて建設省が都市計画法案を国会に提出するべく準備中であると報じる記事で、「しかし、この改正案が実施に移されると、開発対象に設定された地域の農業生産は全面的に後退しなければならなくなるばかりか、農地所有の私権が著しく制限されること、利用計画の総合化が十分されずに農地転用の自由化だけに土地利用の解決がせばめられるおそれがあること、などいくつかの問題点があり、農林省としてもか

-
- (61) 「都市化で流産寸前の構改 千葉県の八千代町 “畑かん施設より宅地” 約三割が反対 土地改良で十分の声も」『日本農業新聞』近郊版・南、1967年9月8日。群馬県高崎市の土地改良事業の完成に際し、「農業の近代化をねらった土地改良も、高崎市のような市街地周辺ではかえって土地ブームを呼ぶ結果となり、一部から批判の声が出ている」と報じた「“貞操” 守れるか『土地改良』 上がる地価で批判の声も」『日本農業新聞』1967年12月28日も参照のこと。この記事によれば、土地改良事業で完成した道路や用排水路、暗渠に加え、市道等の計画もあり、「これらの工事が完成すると、改良区周辺はさらに便利になり、宅地への転換が容易になるため、これまで三・三平方メートル当たり二万円ぐらいだったものが、すでに四、五万円の声が出ているほど」で、土地改良事業も「結局は宅地転換の足がかりだと批判する声が高い」とされた。また、高地価でも懸命に牧場経営を行なう都市近郊の農家が紹介される（「につぼん農場（29） エサはどこまで自給できるか 埼玉県桶川町加納地区の小高牧場 坪2万円の土地でエサ作り 8千キロの能力もつ牛そろえ」『全国農業新聞』1967年5月19日）一方、高地価が農業衰退に拍車をかけることに対して警鐘が鳴らされた。綿谷赳夫（農業総合研究所長）「農業問題の一点 農業を阻む地価上昇 総合土地利用計画を急げ」『全国農業新聞』農声、1967年5月26日を参照のこと。
- (62) 米価の問題に関する農業関係の専門紙での記事は枚挙に遑がないが、たとえば、以下を見られたい。結城淳（農協米対中央本部事務局長）「米価抑制と要求運動」『日本農業新聞』論壇、1967年5月1日、「米価 決定方法で波乱か 米審の議員除外で 農協『国会審議』のかまえ」『日本農業新聞』1967年5月17日、日付はないが、8ページ立ての「米価問題特集」『日本農業新聞』1967年、「米価凍結論を斬る 一東大・阪本楠彦助教授— 大向こうねらった無責任な俗論 生産力の向上が先決」『農業共済新聞』1967年7月5日。ちなみに、阪本の議論は、米価凍結論を主張する京都大学農学部教授の中島千尋の議論、特に『朝日新聞』に連載された中島の「米価を考える〈1〉〈7〉」『朝日新聞』1967年6月23-25日、27-30日を念頭に置いてのものであった。
- (63) たとえば、「農業用水を軽視 都市に傾く 建設省の河川開発」『全国農業新聞』1967年1月13日、「すて子同然の近郊農業 習志野 農林予算スズメの涙 “首都圏”で財政が硬直化 後継者の夢もぎとる」『日本農業新聞』近郊版・南、1967年12月23日、「『都市計画指定』をタテに 畑かん補助打ち切る 大村市 “農業振興に逆行”と農家」『日本農業新聞』九州版、1967年12月11日や、特に自動車道建設に対する農民の不满を報じた、「農民無視の東北道建設に怒り 群馬 早急に青写真を示せ 県に要請 高架式にし代替地も」『日本農業新聞』近郊版、1967年2月3日、「“計画の一部変更を” 福岡県農政連 縦貫道で知事と懇談」『日本農業新聞』九州版、1967年5月12日、「ど真ん中に高速道 山梨・小淵沢町 分断される構改構想」『日本農業新聞』1967年9月18日、「路線変更願いをける 『構改そこのけ』の中央道」『日本農業新聞』1967年10月27日、「『営農考えぬ買収計画』 葦崎市の中央道 説明会で強い反対も」『日本農業新聞』近郊版・南、1967年12月15日、「中央道の路線変えよ 葦崎の地権者 “営農無視”と強く陳情」『日本農業新聞』近郊版、1967年12月25日を参照のこと。

なり警戒の色を深めている」と指摘した。⁽⁶⁹⁾また、『日本農業新聞』は、宅地審議会第6次答申の内容や1967年4月7日の地価対策閣僚懇談会の様子を詳しく報じた記事で、農林省や全日農（全日本農業組合連合会）の反対についても次のように伝えた。まず、農林省は、「宅地審議会の答申にそった『新都市計画法案』には反対の色を濃くしている」とされた。その理由は、第1に、市街化を抑制する区域での農地転用禁止について「補償の必要は認めないとしている」のは私権の制限という点で疑問があること、第2に、農地として長期使用するとの前提で土地改良事業等を行なった区域が「住宅建設の面からの土地利用計画で変えられることは農政上大きな問題」であること、第3に、既成市街地の農地が宅地と評価されると、固定資産税や都市計画税が「大幅な増税になる」ことだ

- (64) たとえば、「農地の宅地みなし評価」 近郊農業への影響甚大 税調土地税制部会で検討『全国農業新聞』1967年10月13日、「空地地税見送りか 買い換え特例は廃止へ 土地税制」『全国農業新聞』1967年11月10日、「『新都市計画』に消極的 大蔵省“未利用地の判定困難”」『日本農業新聞』1967年4月12日、「税調、長期税制で再開 未利用地税を検討 危ぶまれる地方減税」『日本農業新聞』1967年7月1日、「土地税制部会が初会合」『日本農業新聞』1967年7月8日、「土地税制から審議 税調 特別部会を八日再開」『日本農業新聞』1967年9月5日、「都市近郊農地が焦点に 土地税制部会 実勢価格へサヤよせ 固定資産税評価額 各省の意見対立」『日本農業新聞』1967年10月7日、「問題残す“時価評価”」『日本農業新聞』解説、1967年10月7日、「土地税制改正見送り 税調、来春改めて結論」『日本農業新聞』1967年11月18日、「土地税制改正 焦点、固定資産税に移る 45年に評価替え 税調、年明けから再開 大幅増税必至の雲行き」『日本農業新聞』1967年11月20日、「“開発負担金を” 公共事業周辺地で物価会議提言」『日本農業新聞』1967年12月5日を参照のこと。
- (65) たとえば、「土地収用法改正案 衆院建設委で可決」『日本農業新聞』1967年7月1日、「土地収用法は成立」『日本農業新聞』1967年7月15日、「土地収用法施行令を改正」『日本農業新聞』1967年11月11日、「都市再開発法も継続審査に」『日本農業新聞』1967年7月22日、「通常国会で成立を建設相、都市再開発法案」『日本農業新聞』ニュース・メモ、1967年9月26日を参照のこと。
- (66) たとえば、「“効果ある都市造り”へ 首相答弁 土地所有権の制約も」『日本農業新聞』1967年7月6日、「地方都市の育成を協議 首相 代表知事懇談会で」『日本農業新聞』1967年7月7日を参照のこと。
- (67) たとえば、「都市政策めぐる対立 『人口集中やむなし』建設省 自治省“分散”で真っ向から」『日本農業新聞』時の動き・政治、1967年7月17日、「過疎・過密を重点施策に 町村で“地域造り” 散在家屋を中心へ移転」『日本農業新聞』1967年8月8日、「公共施設を集中 自治省、過疎化対策を示す 国庫補助金制度も創設」『日本農業新聞』1967年10月2日、「“人口分散”に新構想 『中堅都市』を育成 魅力に乏しい中身」『日本農業新聞』時の動き・政治、1967年10月2日、「過疎・過密」『日本農業新聞』時のことば、1967年10月9日、「宅地なみ評価むり 自治省“土地税制”で見解近傍農地と不均衡」『日本農業新聞』1967年11月9日、「過疎・過密対策に中堅都市 自治省が基本構想 約百か所を指定 流通センターなど設置 文化・娯楽・医療施設も」『日本農業新聞』1967年11月11日を参照のこと。
- (68) たとえば、自民党について「“過密”“過疎”を同時に 自民都市政策調が中間報告 国土開発計画で」『日本農業新聞』1967年8月1日、「地域分科会など置く 自民党都市政策調査会 十二日に基本方針」『日本農業新聞』1967年10月9日を、また、社会党について「大所帯に騒音つきもの」『日本農業新聞』アンテナ、1967年9月18日、「買い上げ機関を設置 社党 土地利用計画まとめる」『日本農業新聞』1967年11月24日を参照のこと。
- (69) 「農業生産後退の恐れ 都市計画法改正案近く上程」『全国農業新聞』1967年4月28日。

とされた。また、全日農も、「役所の見通しだけで転用許可をはずしたり、転用を禁止したりするのは、農地法の本質を変えらるゝことに発展するし、私権の侵害にもなる」とし、「住宅政策という“ニシキのみ旗”をかざしているが、農民から土地を取りあげ、痛めつける方向にむいている」と主張して、「強い反発を示し」たことが報じられた。⁽⁷⁰⁾

② 都市計画法案の閣議決定後にさらに高まる農業関係専門紙での批判

農業関係の専門紙では、都市計画法案が閣議決定され、継続審議になったことが伝えられた後⁽⁷¹⁾も、同法案に対する批判的な見解が示され続けた。たとえば、1967（昭和42）年9月の『全国農業新聞』では、東京、大阪など9都府県の農業会議（農業委員会法にもとづき都道府県に設立される農業団体で、農地転用の許可に際し知事はその意見を聞くものとされている）で組織する都市農政対策協議会が、都市計画法案について関係方面に行なった要望を紹介した。記事によれば、「同法案は、都市においても重要な機能をもつ農業を無視しており……近代都市形成の上からも感心できない」ので、都市計画地方審議会に農業会議代表を加えること、市街化区域での農地の転用規制を継続すること、市街化区域の農地も「課税上あくまで農地としての評価をおこなうこと」等が要望されたのであった。⁽⁷²⁾

『全国農業新聞』自体も、都市計画法案を手厳しく批判した。同紙は1967（昭和42）年9月に、都市計画法案、土地収用法改正案、都市再開発法案の都市三法という「都市問題に関する法律が目白押しに国会に出されてきた事情は、やがて農業の領域にも重大な影響を及ぼしてくる」と述べ、特に、都市計画法案での市街化区域の指定に「当初は、農林大臣との協議事項は入っていなかった」ことを、「建設省としては頭から、都市計画優先、農業無視という“高い姿勢”をとり続けてきた」証左だと断じた。同紙はさらに、建設省が「土地利用の効率化、都市計画の能率化、土地利用の合理化などを太い政策の柱にする」に際して、「農業生産はその大部分が零細な経営で、大きな資本を持たない無力な農民の手で支えられている」という「農業側の事情がいったいどれだけ誠実に考えられているか、はなはだ疑わしい」と訴えた。⁽⁷³⁾要するに、この法案は、「これまでの農業地帯への対策、今後の農業構造改善策について、なんの定見も見通しもなく、一方的に大資本の工場造成、住宅団地の形成などに主眼をおいた農業無視の法案」だというのであった。⁽⁷⁴⁾

(70) 「新都市計画法案 農地の規制をねらう 市街地は宅地評価 固定資産や都市計画税 調整地域の転用認めず」『日本農業新聞』1967年4月10日。

(71) 「都市計画法案を決定 持ち回り閣議」『日本農業新聞』1967年7月8日、「『都市計画法』は継続審議」『日本農業新聞』1967年7月20日。

(72) 「農業無視は遺憾 新都市計画法案で要望 都市農政対策協議会」『全国農業新聞』1967年9月15日。なお、この要望は、8月末の東京都農業会議の通常総会で決議され、「今後関係府県と連携して対策活動を進める」とされていたものようである。「農業金融の拡充を 農業会議、明年度都施策に要望 新都市計画法にも意見」『全国農業新聞』1967年9月8日を参照のこと。

(73) 「農業を脅やかす『都市三法』 都市優先の土地政策 安上がりな『公共用地』の買収がねらい 無視される農業側の事情」『全国農業新聞』1967年9月8日。

(74) 「農業軽視の国会審議を憂う」『全国農業新聞』主張、1967年7月28日。

『日本農業新聞』でも、農協が、東京、神奈川、埼玉、千葉、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡の9都府県の農協による都市計画法案に関する検討をもとに、全国農協中央会として反対運動を進めていく方針であることが報じられた。神奈川県農協が1967（昭和42）年11月に決議していたように、「政府が次期国会で成立をめざしている新都市計画法は大都市周辺の農業を破壊、農家から土地を奪う結果となって、生鮮食料品の値上がりに苦しむ市民を苦境〔原文では境が況〕におとし入れるものであり、強く反対する⁽⁷⁵⁾」というのであった。

土地税制の検討に関する報道でも、都市計画法案との関係で市街化区域での空閑地税創設や農地の宅地並み課税が進められようとしているとの警戒感が強く示された。『農業共済新聞』では、農業経済学者の大谷省三が、農地の「“宅地みなし課税”」について、次のように語った。

「そうした課税がおこなわれるならば、農業経営の成立は困難となり、農家は農地を宅地として売却せざるをえないところへ追い込まれるだろう。おそらく建設省などのねらいは、このような農地の宅地への流動化促進にあるのであろうが、荒しづくりをしている“待期百姓”は別として、真剣に農業にとりくみ農業で生きようとしている農民までも、政治の圧力によって駆逐するのは暴挙といわざるをえない。……

私がおそれるのは、都市近郊農地の時価評価課税の原則が承認されるならば、それを橋頭堡として、やがてこの原則がすべての農地にたいして、全面的に適用されることになりかねないということである。⁽⁷⁶⁾」

そうした中、農業側からの反撃として、農林省は農業振興地域整備法案の策定にとりかかった。これは、将来農地として振興し保全する地域を指定し、この地域についての農業振興計画にもとづき農業基盤整備などの施策を重点的に行なう一方、指定地域の農地転用を規制することを主眼としたものであった。かくして、土地利用計画に関する、関係各省の“領土宣言”によるせめぎあいが、

(75) 「新都市計画法の阻止へ 神奈川県で運動へ “農業無視、税攻勢は許せぬ”」『日本農業新聞』近郊版・南、1967年12月8日。関東甲信地区農協中央会会長会議が、都市計画法案での「農業面への規制」に着目し、法案の「検討を急ぐことになった」と報じた「準組合員を拡大 関東甲信地区中央会会長会議 反農協運動に対処」『日本農業新聞』1967年9月12日、全国中央農協会が、9都府県による都市計画法案についての研究会を開き、建設省当局から説明を聞く予定であることを伝える「『新都市計画』を検討 農協、十四日に研究会」『日本農業新聞』1967年11月9日や、神奈川県農業会議が、「都市計画法案反撃の資料として活用する意向」で、県下農業委員会に宅地の固定資産税評価額と税率の調査を依頼したことを報じた「都市計画法案反撃の資料に 神奈川県農委 固定資産税評価額調査へ」『日本農業新聞』近郊版、1967年12月1日も参照のこと。

(76) 大谷省三（東京農工大学教授）「農地は生産手段である」『農業共済新聞』ずばり直言、1967年11月8日。前掲注（64）における以下の4記事、「“農地の宅地みなし評価” …」『全国農業新聞』1967年10月13日、「空閑地税見送りか…」『全国農業新聞』1967年11月10日、「問題残す“時価評価”」『日本農業新聞』解説、1967年10月7日および「土地税制改正…」『日本農業新聞』1967年11月20日も参照のこと。

農業関係の専門紙でしばしば取り沙汰された。すなわち、「都市の“領土宣言”」である建設省の都市計画法案や、既成市街地での工業の制限を図る一方そこから分散される工業の受け皿としての工業地区を指定していこうという「工業の“領土宣言”である」通産省の工業立地適正化法案に、農林省が農業振興地域整備法案で参戦した、というのである。たしかに、「こうして出そろった“領土宣言”も、土台になる総合的土地利用計画が欠けている。そこで、このような役所ベースの領土宣言が、かえって国土の合理的な開発を混乱させるのではないか、との声も少なくない」とされた。⁽⁷⁷⁾

しかし、そもそも都市計画法案が閣議決定された際にも、「農業側の対応策がないため、……農家からの反発をくうことは必至」と見なされており、⁽⁷⁸⁾ 実際、この法案への対抗措置として、農業団体等から農業振興地域整備法案の策定が求められてもいた。たとえば全国農業会議所は、1967（昭和42）年6月末に、都市計画法案についての要望として、建設・農林両省に対して、「農業側に積極策がないため『農業振興地域計画の樹立とその整備開発を内容とした農業振興地域整備立法を策定』し、都市計画法の改正と並行して進めることを要望」⁽⁷⁹⁾ していた。

したがって、1967（昭和42）年9月に『日本農業新聞』が述べたように、「さいきん全国的に土地利用区分を明確にし、農業地帯を設定して重点的に総合施策を盛り込んでゆこうとする動きがでてきたことは、おくれればせながら、従来の農政の盲点を反省したものとして歓迎したい」とされた。⁽⁸⁰⁾ 関係各省の“領土宣言”，すなわち、各省による法案の策定合戦も、それからほどなくして『全国農業新聞』が論じたように、「本来ならば、土地利用の問題は、このように各省がそれぞれの立場で規制を行なう前に、より高い次元に立つ国土の総合的な利用計画が確立されねばならないところ」だが、「しかし、このことをいま直ちに期待しても無理であろうから、次善の策としてのこのような動きも止むをえないところであろう」と見なされたのである。⁽⁸¹⁾

要は、農民の間に、農業を無視した都市政策が次々と打ち出されようとしている状況に対する不安、不信、そして不満が渦巻いていたのである。1967（昭和42）年11月の『農業共済新聞』は、「都市や工業の農村“侵略”は全国いたるところでおこって」おり、「都市側の一方的需要からくる土地利用計画である」都市計画法案等が通過すれば、「こうした、農地への侵略は、今後も、さらにひど

(77) 「総合的な開発を 農村の犠牲はまっぴら 問われる政治の真価」前掲注 (60) 「都市化の波 (6)」『日本農業新聞』1967年9月9日。各省の法案で目論まれた「各種の地域指定は、国土の総合的な土地利用計画にもとづかないため、かえって国土の開発を混乱させるおそれも強い」と述べた、「住宅 工業 農業 各省バラバラに“領土宣言” 先を争う法制化 調整は政治問題に 国土開発混乱の恐れ」『日本農業新聞』1967年9月7日も参照のこと。

(78) 「今国会の成立は困難か 新都市計画法案 激しい論議必至 農業側の対応策なく」『日本農業新聞』1967年7月10日。

(79) 「新都市計画法案で要望 全国農業会議所」『日本農業新聞』1967年7月1日。

(80) 「土地利用区分を明確に」『日本農業新聞』論説、1967年9月8日。農業振興地域整備法案の準備が進む中、農業を考慮しないで土地利用計画に関する都市政策が展開しているとの憤懣を露にした、「土地の総合利用計画を急げ」『日本農業新聞』論説、1967年11月15日も参照のこと。

(81) 「農業の“領土宣言”立法について」『全国農業新聞』主張、1967年11月3日。

くなりそうだ」と述べ、同法案に「当然、農業側としては反対すべきである」と主張した。⁽⁸²⁾ただし同紙は翌月、こうした一方的な都市攻勢に対する農林省の姿勢が心許ないと懸念を露にもした。すなわち、同紙の記者による1967年の農政を回顧する座談会で指摘されたように、「農業〔振興〕地域〔整備〕法案も、いくら農業だけががんばっても、国の政策が工業、都市優先である限り“一人ずつ”に終わる可能性が強い」とされる一方で、「どうも、農林省のやりかたをみていると、なんにもしないのは悪いから、なにかやろう、といったていどのものとしか受けとれないものが多い」というのであった。⁽⁸³⁾そうした苛立ちをあわせ考えてみても、農業専門紙での論調からは、省庁間の対立もやむなしとの農民たちの思いが強まりこそすれ、そうした思いが収まりそうな気配はおよそみられなかったのであった。

以上、閣議決定され国会に提出された都市計画法案に対する全国紙や業界紙、専門紙の反応をみてきた。全国紙が法案の閣議決定にむけて、私権の制限をやむなしとし、各省の権限争いを強く誠める論調だったことは、本稿前々号分でみたとおりであるが、⁽⁸⁴⁾建設・不動産の業界紙も、開発志向・大都市集中志向をとりわけ強く感じさせつつ、同様の主張を展開した。たしかに業界紙では、業界諸団体からの法案に対する懸念や要望も報じられたが、その背景にあったのは、法の改正が開発のさらなる促進につながるか否かという思いと言えた。すなわち、法案の眼目のひとつである区域区分が開発の促進を阻害し、特に中小業者の淘汰につながりかねないとの懸念や、民間による開発事業への助成を拡充すべしとの要望が、強かったのである。また、業界紙では、国土の総合的開発の見地から関係各省の管轄分野を包括的に網羅したものとして、田中角栄率いる自民党都市政策調査会が行っていた検討に、都市計画法案に対して以上に高い期待が寄せられたと言える。ただし、都市計画法案については、ひとたび国会に提出された以上、継続審議とはなったもののその成立は当然視されていた。全国紙のように継続審議となったことを‘つまずき’とみなす様子もなく、業界紙では、成立が当然視される次年度国会での審議で、私権制限や財政援助についての首相の政治力が発揮されることが求められた。

一方、農業関係の専門紙では、都市計画法案に対する反対が、法案の閣議決定以後に激しさを増していった。都市政策という‘政治の圧力’から農業の利害を守るためには、問題があると知りつつも、関係各省が法案を出しあう‘領土宣言’によるせめぎあいへの参戦も辞さずとの姿勢さえ示されたのである。ただし、農業側には、都市化に対して農業を守りたいという思いと、上にもふれたような、都市化の恩恵にあずかりたいとの思いとが、常に交錯していた。1967（昭和42）年末の

(82) 「もう許さぬ都市侵攻 領土宣言で巻き返し 農地確保し振興へ 地価対策と農政の確立を」『農業共済新聞』1967年11月8日。

(83) 「今年の農政を語る 本紙記者座談会 カゲ薄い構造政策 農民不在の農協ビジョンも 食管、再検討へ」『農業共済新聞』1967年12月20日。

(84) 前掲注(1)「都市計画法の制定に関する一考察(4)」『三田学会雑誌』102巻4号、特に119-120ページ。

『日本農業新聞』では、各都道府県の都市計画地方審議会の開会が近いため、建設省都市計画課に全国の市や町から都市計画担当者が殺到する様子が報じられた。本来、都市計画では農村部ははずすのが建前だと建設省自身が言っていたが、同省に持ち込まれた計画図面によれば、「都市づくりによって農地の虫食いはいっそう拍車をかけられそう」だとされた。建設省はむしろ、そうした虫食いを避けるため、計画の変更を指導するのだが、「市や町では『都市計画地域にはいけば地価があがるので、農家からどうしても入れてくれとの希望が強いし、農業地帯をはずした都市計画をたてれば、農業地帯を“ままっ子扱い”したようにもなるので……』⁽⁸⁵⁾とあって」建設省の指導を聞かないというのであった。

以上のような、建設・不動産の業界紙や農業関係の専門紙に示された様々な見解や、時に複雑な思惑を念頭に、それらがおつけられた場でもある、1968（昭和43）年春の第58回国会における、都市計画法案の審議の様子をみていくこととしよう。

（経済学部教授）

(85) 「都市計画は花ざかりだが… 農村不在の先走り 食われる田畑は迷惑」『日本農業新聞』1967年12月25日。